

役員等の報酬・費用弁償
及び謝礼金に関する規程

社会福祉法人緑樹会

社会福祉法人緑樹会
役員等の報酬・費用弁償及び謝礼金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑樹会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づく、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び、各種委員会に出席する委員並びに研修等における講師への報酬、費用弁償、その他法人の業務に係る者への謝礼金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規定をもって、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等の支給の基準として定めるものとする。

(報酬の体系)

第2条 役員等の報酬額は、評議員会の承認を受けなければならない。

2 理事長及び常務理事の報酬は月額報酬とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

3 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬額)

第3条 報酬等の額は次のとおりとする。

(1) 理事長の報酬は、月額400,000円を限度とする。

(2) 常務理事の報酬は、月額300,000円を限度とする。

(3) 役員等の日当は、12,000円とする。

(4) 監事が監査を行った場合の日当は、20,000円とする。

(5) 各種委員会委員の日当は、5,000円とする。但し、評議員選任・解任委員会に出席する監事の日当は第3号による。

(6) 講習及び研修会の講師の報酬は、1時間につき5,000円、又は1日につき30,000円から100,000円以内とする。

(費用弁償)

第4条 役員等及び法人の業務に係る者がその職務のために要する費用は弁償するものとし、緑樹会旅費規程に定める。

(謝礼金)

第5条 謝礼金は、行事等の法人の業務に係る者に対し、次のとおり支給する。

(1) 1時間に付き 5,000円

(2) 1日に付き 30,000円から100,000円以内

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 足)

第7条 この規定の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年10月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年11月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。